

[事案 2022-21] 新契約無効請求

・令和4年9月30日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年6月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、プロのファンド・マネージャーが運用するため、大規模な自然災害等がなければ利益は出ると説明された。
- (2)利益は100万円前後になると言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書等を用いて正しく説明しており、募集資料にプロのファンド・マネージャーが運用するとの記載はない。
- (2)募集人が、申立人の主張するような発言をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。